

「ECFA による影響の評価」報告

經濟部は、中華経済研究院（以下、中経院）に研究および評価を委託し、完成した「兩岸経済協力枠組協議（ECFA）による影響の評価」報告を〇九年七月に発表した。

●東南アジア地域の経済統合による台湾へのマイナス影響

二〇一〇年より東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国大陸はそのほとんどの商品に対する関税の相互免除をスタートさせることになるが、台湾の製品を中国大陸に輸出する場合には、台湾は同地で従来同様5%〜15%の関税を支払わなければならない、競争上不利となり、台湾の国内総生産（GDP）を〇・一七六ポイント引き下げてしまうことになる。中経院はさらにASEANが今後、中国大陸、日本、韓国と自由貿易区を実現させた場合には、台湾のGDPに対するマイナス影響はさらに高くなり〇・八三六ポイントまで引き下げられると予想した。全体的な影響の比率はあまり大きくないよ

うに見えるが、一部の特定の輸産業（紡績、石化、機械、車両部品など）については、比較的大きな影響が生じる。

●兩岸の貿易自由化が台湾経済の成長を促す

同報告は、各国が自由貿易区を評価する上で一般的に用いているGTA Pモデルに基づき予想を行っている。研究結果では、貿易自由化は台湾経済発展に対しプラス効果があり、これを推し進める価値があることを明らかにしている。GTA Pモデルによる予想では、もし台湾が現在行っている中国大陸への農工生産品の輸入制限の解除を仮に考慮せず、現在すでに開放している農工生産品の輸入関税をゼロにまで引き下げただけでも経済成長率は一・六五ポイントアップすることになる。ECFAによる台湾の就業に対する影響の短期的予想結果は、現在台湾における約一千万人の就業者総数に対し二十五万七千人（二十六万三千人の増加が望め、失業者総数を効果的に引き下げることが可能となる。

さらに、台湾が地域の経済統合活動に参画できることにより、台湾のアジア地域における優位性を高め、

台湾が外国企業の進出拠点となり、外国資本の企業が台湾を東南アジア地域の生産、セールス、研究開発ならびに、運営のプラットフォーム基地とするよう促し、より一層外国人による台湾への直接投資を促す誘因を持つようになる。そのため、もしECFAにサービスマ貿易と投資の自由化を同時に盛り込んだならば、台湾の国内投資の成長を促すことができ、効果的に外資の流入をもたらすより一層台湾の経済成長率を向上させることができる。

また、産業の発展について述べると、兩岸の経済・貿易の自由化と経済協力関係の構築は、兩岸が過去において経済・貿易の制限により生じてきた「産業チェーンの断裂」を再びつなぎ合わせ、台湾の世界的な産業チェーンにおける地位を強化し、台湾がミドルテク、ハイテク領域への多国包囲突破を強化し、中・長期的な刷新や発展のエネルギーを蓄積し、台湾の産業発展の新しい契機を提供することになる。

●ECFAを段階的に完成させると共に早期実施も盛り込むべき

台湾と中国大陸の相対的な経済規模、国内産業の発展、政治・経済環境を慎重に評価し、同研究では段階的な方法で完成させていくECFAを用いるのが、台湾が現在兩岸の経済貿易の往来制度化を推進する上で最も良い選択肢であるといえよう。

ECFAは早期実施条項を盛り込むことができ、一部の産業では前倒しで関税引き下げ等の優遇措置を受けられることになり、ASEANと中国大陸の自由貿易区が二〇一〇年一月から、その大部分の物品の輸入関税相互免除措置をスタートすることにより、台湾の製品が中国大陸市場で締め出しに遭うことを回避できるものである。

●ECFA締結によるその他の効果と利益

政府が東南アジア地域経済の統合がまだ完全に形作られる前に、積極的に可能な対応措置をとることで、ECFA締結を契機に、台湾が競争

相手国に先立ち、中国大陸市場に進出していく優位性を獲得し、外国企業が中国大陸市場に進出していく上での優先的な協力パートナーおよび門戸となり、また産業サプライチェーンの土台を台湾に残すのにプラスとなる。さらには中国大陸で操業する台湾企業（以下、台商）の対台湾購買および産業競争力アップにもプラスとなり、台湾の発展を加速させ産業運営センターになるようにもしていくものであり、これらについては以下のとおり説明している。

(1) 競争相手国に先立ち中国大陸市場へ進出する優位性獲得について

台湾から中国大陸に輸出する大部分の工業製品の関税をゼロに引き下げることにより、台湾は日本や韓国などの競争相手国よりもさらに早く中国大陸市場に進出する優位性を獲得でき、それにより台湾が日本や韓国の地位にとって代わることになる。

(2) 外国企業の中国大陸市場進出の優先的なパートナー協力および門戸となることについて

同様の製品が台湾から中国大陸に輸出される際の関税は、欧米や日本などの国々が直接輸出するよりもさ

らに優遇されることになる。また同時に、台湾の知的財産権保護が比較的完全であり、さらには、兩岸の大三通（通商・通航・通信）の開放および、企業の台湾国内での研究開発センター設立に対する政府補助の優遇措置により、欧米および日本の企業が台湾を中国大陸市場に進出する際の門戸として選択する上でプラスとなり、優先的な台商との協力、研究開発および生産により、地域における研究開発、生産、運営本部を台湾に設置し、台湾が外国企業の「世界のイノベーションセンター」および「アジア太平洋地域の経済・貿易の中枢」としての第一選択肢となるようにする。

(3) 産業サプライチェーンの本拠を台湾に残すことにプラス

全体的なサプライチェーンの本拠を台湾に残すことにプラスとなると共に、大三通により国際的な貿易方法で顧客に提供することになる。

(4) 中国大陸の台商の台湾に対する購買および産業競争力アップにプラス

中国大陸の台商はこれまで、生産コストダウンのために、一部の機器設備および原材料を現地調達に改め

ていた。中国大陸の輸入関税がゼロになった後には、台湾からの輸入によっても相対的にコストダウンすることになり、中国大陸の台商による台湾からの購買量も増えることになる。また同時に比較的良好な品質およびコストダウンにより中国大陸の台商による中国大陸での競争力も向上することになる。

(5) 台湾の発展を加速させ、産業の運営センターとなることについて

台湾が再輸出、物流・ロジスティクス、最終製品の加工などのマルチ運営センターのチャンスを変えて創出できることになる。また同時に、政府による台商の中国大陸投資制限の緩和、中国大陸の台商の台湾Uターン上場の奨励などの各奨励措置と合わせ、台湾が台商の運営を計画する「運営本部」となることを促進できる。

【經濟部 '09年7月29日】

ECFA締結による台湾への具体的影響の試算

- ・ 経済成長率
実質GDPが1.65%～1.72%上昇
- ・ 貿易面
総輸出量が4.87%～4.99%上昇
総輸入量が6.95%～7.07%上昇
貿易条件はいずれも1.4%改善
貿易収支は17億6,000万米ドル～17億8,000万米ドル増
- ・ 産業別（製造業）
プラス影響を受ける主な産業（生産額の増加幅が比較的大）
機械業 約83億米ドル～85億米ドル増
化学・プラスチック・ゴム業 約87億米ドル～92億米ドル増
紡績業 約29億米ドル～31億米ドル増
鉄鋼業 約21億米ドル増
石油・石炭製品業 約19億米ドル増
マイナス影響を受ける主な産業（生産額の減少幅が比較的大）
電気および電子製品業 約76億米ドル減
その他の輸送製品業 約2億米ドル～4億米ドル減
木材製品業 約1億米ドル減
- ・ 就業面
25万7,000人～26万3,000人の就業増加が望める
- ・ 台湾への海外直接投資（FDI）
7年間で増加が予想されるFDIの流入規模は89億米ドル

【中華経済研究院 '09年7月29日】

中国大陸資本台湾へ直接投資 不動産取引スタート

中国大陸資本の対台湾直接投資

二〇〇九年四月二十六日の第三回

「江・陳会談（台湾側の海峡交流基金会、江丙坤・董事長と中国大陸側の海峡兩岸關係協會、陳雲林・会長との会談）」において、中国大陸資本による台湾投資の共同推進のコンセンサスを達成した。

中国大陸資本による台湾投資を開放するために、經濟部が兩岸人民關係條例に基づき立案した「大陸地区人民來台投資許可弁法（規則）」、「大陸地区之營利事業在台設立分公司或弁事処許可弁法（中国大陸地区の營利事業所による台湾での支店あるいは事務所設立の許可規則）」が、〇九年六月三十日より実施され即日発効により、同日から中国大陸資本による台湾投資または事務所設立の申請案件を正式に受理するところとなった。

認可の主な規則
一、事前許可制を採用

二、厳格な管理基準を設定

三、証券投資で、一定の比率を超えたものは直接投資とみなす

四、防衛条項を取り決める

五、継続的な許認可システムを確立

第一段階における開放項目

一、製造業：六十四項目を開放する

が、これは中華民国業種基準の分類

製造業細目二百二十二項の三十%を占める。

二、サービス業：二十五項目を開放

するが、これは台湾が世界貿易機関

(WTO) のサービス業参入許可表

の中で、参入許可の開放に入れている業種百十三項の内二十二%を占める。

三、公共建設：十一項目を開放する

が、これは「促進民間参与公共建設

法（民間企業の公共建設参入促進

法）」の類別分類八十一項の十四%を占める。

中国大陸資本による台湾投資を経済面から分析すると、台湾の産業資金の拡充および金融市場の活性化に

プラスとなると同時に、兩岸における産業協力の領域も拡大できる。

【經濟部 09年6月30日】

台湾での不動産購入も条件付開放

行政院大陸委員会は、兩岸政策の規制緩和を段階的に調整してきており、内政部も同政策の規制緩和に合わせ、「大陸地区人民在台湾地区取得設定或移転不動産物権許可弁法」の一部条文および申請書を修正し、これを〇九年六月三十日より施行する。

許可規則・申請書の修正ポイント

1. 兩岸政策は段階的な方法での規制緩和を行っており、これにより大陸地区住民による台湾での住宅用不動産取得のニーズも増していくことになる。ただし、台湾で大陸地区住民による住宅用不動産所有権取得の登記が終了し三年後から該当するその不動産を転売できるものとする。

2. 中国大陸から來台し投資業務に従事する場合の投資申請の審査およびプロセスは經濟部により統一して取り決め、従来の許可弁法の規定を削除することにより、内容の重複を避けそのプロセスを簡素化する。

3. 本弁法に基づき不動産所有権を

取得した大陸地区住民が、台湾地区での在留期間の規制緩和と許可を申請する場合、年間の在留期間の合計が四カ月を超えてはならない。

4. 大陸地区住民（法人・団体・中国大陸資本の企業）による台湾の不動産物権の取得設定あるいは移転の申請書修正に合わせて、資金来源説明の記載要求を削除する。

「大陸地区人民來台投資許可弁法」および「大陸地区之營利事業在台設立分公司或弁事処許可弁法」に基づき設立された企業は、「大陸地区人民在台湾地区取得設定或移転不動産物権許可弁法」第七条の規定に従わなければならないが、業務を行う人員が居住する住宅、ビジネス業務を行う工場の建物、営業所、事務所、その他業務により必要とする場所については不動産取得申請ができる。これにより中国大陸地区の住民が台湾で不動産を取得するニーズが高まることになり、台湾地区の不動産市場活性化にプラスとなる。在留期間の規制緩和および申請書中の資金来源説明の記載要求の削除は不動産購入マインドを引き上げることになる。

【内政部 09年6月30日】

台湾経済・貿易の動向

二〇〇八年および〇九年上半期の兩岸經濟交流統計

(一) 〇八年兩岸貿易が占める比重

行政院大陸委員會が発表した兩岸經濟交流統計速報によると、二〇〇八年の台湾の貿易総額に占める対中国大陸貿易の比重は二十一・二%であり、そのうち輸出が二十八・九%、輸入が十三・〇%だった。これに對香港貿易額を加えると、その比率は二十六・三%であり、そのうち輸出は三十八・五%、輸入は十三・五%であった。

(二) 〇八年兩岸貿易総額

〇八年の兩岸貿易総額は一千五百四四・〇億ドルで、前年比三・一%増だった。そのうち、台湾からの輸出は七百三十九・八億ドルで、同〇・四%減、輸入は三百十四・二億ドルで、同十二・一%増だった。

(三) 香港との貿易額

また、〇八年の香港との貿易総額は三百十六・六億ドルで、前年比四・二%減だった。そのうち、台湾からの輸出は二百四十六・二億ドルで、同六・三七%減、台湾から香港經由の大陸への輸出は二百・四億ドルだった。香港からの輸入は七十・四億ドルで、同三・七九%増、大陸から香港經由の輸入は二十九・五億ドルだった。

(四) 〇八年兩岸貿易収支

兩岸貿易の収支について、〇八年は四百二十五・七億ドルの貿易黒字(出超)で、前年比七・九%減だった。(中華民国税関および香港税関の統計資料に基づく)

(五) 台湾企業の大陸投資

台湾企業の大陸投資について、〇八年の投資件数は四百八十二件(前年比五十一・六%減)と大幅に減少したが、投資金額は九十八・四億ドル

(同一・三%減)とほぼ横ばいだった。一九九一年〜二〇〇八年十二月までの累積投資件数は三万七千八百八十一件、累積投資金額は七百五十五・六億ドルとなった。(經濟部投資審議委員會の統計資料に基づく)

(六) 兩岸住民の往来

兩岸住民往来について、〇八年に大陸を訪問した台湾住民は四百三十八・六万人であり、前年比で五・二%減だった。(中共「国家旅遊局」の統計資料に基づく)

〇八年に台湾を訪問した大陸住民は二十八・九万人であり、前年比で九・九%減だった。(内政部出入国および移民署の統計資料に基づく)

【行政院大陸委員會 09年3月6日】
【經濟部國際貿易局 09年2月27日】
二〇〇九年上半期

(一) 兩岸貿易が占める比重

行政院大陸委員會が発表した兩岸經濟交流統計速報によると、二〇〇九年上半期(一月〜六月)の台湾の貿易総額に占める対中国大陸貿易の比重は二十二・四%であり、そのうち輸出が二十八・三%、輸入が十四・

〇%だった。これに對香港貿易額を加えると、その比率は二十八・三%であり、そのうち輸出は三十九・六%、輸入は十四・六%であった。

(二) 〇九年六月兩岸貿易総額

〇九年六月の兩岸貿易総額は七十三・〇億ドルで、前年同月比二十九・七%減だった。そのうち、台湾からの輸出は五十二・五億ドルで、同二十九・二%減、輸入は二十・五億ドルで、同三十・八%減だった。

(三) 〇九年上半期兩岸貿易総額

〇九年上半期の兩岸貿易総額は三百六十二・三億ドルで、前年同期比三十六・二%減だった。そのうち台湾からの輸出は二百六十・〇億ドルで、同三十五・九%減、輸入が百二・三億ドルで、同三十六・八%減だった。

(四) 香港との貿易額

〇九年上半期の香港との貿易総額は百二十五・四億ドルだった。そのうち、台湾からの輸出は九十六・三億ドルで、前年同期比二十二・九%減、台湾から香港經由の大陸への輸出は七十六・八億ドルだった。香港からの

輸入は二十九・一億ドルで同十五・四%減だった。

(五) 兩岸貿易収支

兩岸貿易の輸出入収支について、
○九年六月は三十二・〇億ドルの貿易黒字(出超)で、前年同月比二十八・一%減。○九年上半期は百五十七・八億ドルの貿易黒字で、前年同期比三十五・三%減だった。(中華民国税関および香港税関の統計資料に基づく)

(六) 台湾企業の大陸投資

台湾企業の大陸投資について、
○九年六月の投資件数は十四件(前年同月比六十七・四%減)であり、投資金額は五・九億ドル(同三十五・一%減)だった。○九年上半期の投資件数は七十九件(前年同期比七十四・四%減)であり、投資金額は十九・四億ドル(同五十九・三%減)だった。一九九一年〜二〇〇九年六月までの累積投資件数は三万七千三百四十九件、累積投資金額は七百七十七・八億ドルとなった。(經濟部投資審議委員会)の統計資料に基づく)

(七) 兩岸住民の往来

兩岸住民往来について、○九年六月に大陸を訪問した台湾住民は三十二・九万人であり、前年同月比で二・〇%減だった。○九年上半期に大陸を訪問した台湾住民は二百一十一・二万人で、前年同期比一・八%減だった。(中共「国家旅遊局」の統計資料に基づく)

○九年六月に台湾を訪問した大陸住民は五・八万人であり、前年同月比で二百十八・六%増と大幅に増えた。○九年上半期に台湾を訪問した大陸住民は五十二・六万人で、前年同期比三百七十八・二%増だった。(内政部出入国および移民署の統計資料に基づく)

【行政院大陸委員会 09年9月1日】
【經濟部国際貿易局 09年8月25日】

○九年一月〜八月貿易統計

財政部が発表した二〇〇九年八月の税関ベースでの貿易統計によると、
○九年一月〜八月の輸出総額は、一千二百四十七・六億ドルであり、前年同期比三十一・七%減だった。輸入

総額は一千五十二・五億ドルであり、同三千九・八%減だった。全体的には百九十五・〇億ドルの出超となった。

(一) 輸出

○九年一月〜八月の輸出でこれを地域別に見ると、中国大陸および香港が最も多く五百四・三億ドルで前年同期比三十一・七%減だった。ASEAN六カ国(シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム)は、百八十二・三億ドル(同三十三・九%減)、米国は百四十九・三億ドル(同二十八・六%減)だった。

○九年一月〜八月の輸出製品別では、電子製品が三百三十七・九億ドル(前年同期比二十四・〇%減)、基本金属およびその製品が百二十一・三億ドル(同三十九・〇%減)、プラスチックおよびその製品が九十三・〇億ドル(同二十六・四%減)、化学品が八十六・〇億ドル(同三十四・〇%減)だった。

(二) 輸入

また、○九年一月〜八月の輸入の内容を見ると、農工業原料が八百一・

八億ドル(前年同期比四十二・六%減)、資本設備が百五十・一億ドル(同三十六・四%減)、消耗品が百・六億ドル(同十一・九%減)だった。輸入製品別では、鉱産品が二百五十二・三億ドル(同四十七・五%減)と落ち込み幅が大きく、なかでも特に原油は百二十七・七億ドル(同四十八・九%減)と下げ幅が大きかった。このほか、電子製品が百八十四・七億ドル(同二十六・〇%減)、化学品が百二十一・〇億ドル(同三十七・四%減)だった。さらに、○九年一月〜八月の輸出入のバランスから見ると、輸出が輸入を上回る出超が最も多かったのが中国大陸および香港の三百五十四・二億ドル(前年同期五百四・五億ドル)だった。このほか、米国が四十一・五億ドル(同十三・三億ドル)、ベトナムが三十二・九億ドル(同五十・四億ドル)だった。

○九年一月〜八月の輸入が輸出を上回る入超国別では、日本が百二十五・〇億ドル(前年同期二百十四・七億ドル)であり、このほかサウジアラビアが五十・八億ドル(同百十三・七億ドル)だった。

【行政院主計処 09年9月7日】

馬英九總統の就任一周年あいさつ

昨年五月二十日に就任し本日で一周年となりました。金融危機は世界経済の衰退をもたらし、台湾への影響も大きく、失業率は上昇し続け、対外貿易取引量は下がる一方であり、国民の生活も苦しく、私個人としてはきわめて厳しいものであると感じております。

●金融危機への取組み

この百年間の中で稀有の経済危機に直面し、政府は各種の経済振興方



就任一周年のあいさつをする馬總統 (写真：總統府提供)

案を提示し、現在までに台湾の経済はすでにやや下げ止まった状況が現れております。しかし、経済回復までにはさらにある程度の時間が必要となると予想されますが、兆しはすでに見えており、我々は台湾が一步步つ谷底から出られるよう図ってまいる所存であります。

国家指導者として、我々は一方では変化する情勢へ適応する能力と準備を怠らず、こうした金融危機について、これまでいくつかの対策を提示してきました。これは今回のような情況が再び発生した場合、我々はいかにして臨機応変に対処すべきかを理解しようとするものであります。単に眼前の困難を解決するのみならず、将来の発展に対して全般的な計画を持つようにはいかねればなりません。二十年、三十年先の台湾の発展に思いを馳せた場合、現実的には数々の条件があり、それは我々が現在行っている重大決定により決まるものであります。

台湾には「木の根がしっかり張つていれば、台風が来ても心配ない」という諺があり、これを言い換え

ると、「準備さえしていれば、環境の変化に過度の心配をする必要はない」というものです。たとえば、我々が台湾の経済をどのようにすれば二、三十年後も引き続き世界の舞台に敢然と立つていられるかを考えることが、最も重要なポイントだと認識しております。さらに言えば、兩岸関係をどのように進めれば、国家の主

権と尊厳を維持し、同時に兩岸の平和と繁栄が達成できるかということ。また、どのように環境を保育すれば、我々の次の世代、我々の子供たちが健康で快適に暮らすことができるかということ。さらにまた、どのように民主主義のレベルを高め、人権を保障すれば、それを台湾人の誇りとなし、世界の華人の模範とすることができるかということ。そのため、我々は幾つかの面において関連する方策の推進をスタートさせております。

第一に台湾経済の推進、規制緩和、再建、振興。第二に兩岸関係の改善、台湾海峡の平和創造。第三に活路外

交への転換、国際社会への復帰。第四に省エネ・減炭の実施、永続的な台湾の環境。第五に社会福祉システムの強化、国民の中の社会的弱者への配慮。第六に、品行方正で清廉さの堅持、清廉で能力ある政府の構築であります。

●失業問題を改善中

就任発足後における期間中、この場に在席されている各位がご存知の通り、蕭万長・副總統、劉兆玄・行政院長と私の三人は週末を利用し、また週末以外にも集中的に地方に足を運び、国民各位の意見を聞いて回りましたが、国民のクレームのなかでも深刻なものが、失業問題でありました。そこで政府はすでに各種の短期的および長期的な方策を採っており、今年のうち合計三十四万の就労の機会を提供できる予定であることを、我々はすでに何度も説明しております。もちろん、我々がいかに努力しようとも、時には失業者数の上昇にそれらの措置が間に合わない場合もあります。幸いなことに今年三月〜四月には、無給休暇となつている人がすでに二十二万人から十五万人となり、七万人減少し、

これは三分の一近くの減になるのを我々は目にしております。また、第一次の失業者救済を申請された人数も二万八千人から二万一千人へととなり、七千人減少し、これもほぼ四分の一減になります。就業の需要供給率が正常な状況の下では、一人につきほぼ一・二倍の求人があり、最も悪い時の二月ではわずかに約〇・四倍でありましたが、現在は〇・六倍となり、回復に転じてきました。行政院主計処は、早ければ今月二十二日に失業率を発表することになるため、現在の数値は不確定ですが、劉行政院長は、失業率が六%を超えることは絶対ないと述べております。いずれにしても、状況は改善中であります。しかし、今年六、七月の大学生卒業により新たな失業の波がもたらされるであろうことを、我々は警告として取り上げなければなりません。そのため、我々は引き続き準備を行うものであり、大変な時期をもう一時期持ちこたえなければなりません。しかし、今年後半になり、第3・四半期、第4・四半期には、この状況は比較的顕著に改善されるはずで

●実務的にW H O総会に参加

その次に、我々は昨日のものを含めた五・一七デモ行進において、多くの人々が主権問題に関心を寄せているのを目にしました。しかし、我々が主権問題を見る場合には、単に抽象的で感情的な面から見るのではなく、最終的にいかなる指標から主権問題を見るかを考える必要があると私は再度強調するものであります。

我々は中国大陸に対し、中華民国憲法の枠組みの下で、「統一せず、独立せず、武力行使せず」の政策実施、台湾海峡現状の維持、さらには兩岸の和解を国際関係にまで拡大することを打ち出しています。そのため、この一年間において、我々は中国大陸と九項目の協議および一項目の共同声明に署名しましたが、中国大陸が呼びかける「一国二制度、平和的統一」に何一つ応じるものではなく、中国大陸が通例とする「一つの中国」を受け入れたものでもなく、明確なことは、我々には我々の立場があるということであり、また同様に、葉金川・行政院衛生署長がジュネーブにおいて世界保健機関(W H O)の年次総会に出席する

ことについても、国家の名称は「中華台北」であり、同氏個人の身分は衛生部長(衛生相)であり、同氏が出席する際の身分はオブザーバーであり、このような条件の下で、七十

％の国民が出席すべきと考えているこの時に、もし中華民国および台湾の名称を用いまいまわが国を同総会に招くのであれば我々は行かず、「中華台北」であつても我々は行かないと、わが国が主張し続けた場合、こうした態度は理性的と言えのでしょうか？ 台湾の将来のためその答えはいずれもノーであるはずで、そのため、我々はこのような条件を作り、台湾が三十八年ぶりにW H Oが開催する総会に出席すること、国連を離脱後初めて国連のシステムに復帰できるものであると言え、我々はまさに葉衛生署長が述べたとおり、このチャンスを大切にすべきなのであります。また、我々の手法の最も重要なものは台湾を愛すること、真にそれを行うことができ、国民がそれを目にし、耳にでき

が正しいやり方なのです。

●さらなる教育改革への努力

最近耳にする国民の心の声の中で、教育問題についての意見がきわめて多く、実際にはこうした声は総統選挙の頃から始まっていたものであり、就任後、多くの方々が大学教育の評価から小・中学校の教科書の教育綱領および基礎学力テストについてまで確かに多くの不満があり、さらには、大学設置数が過剰ではないか、教育資源の分配が平均的であるのかといった多くの批判が出されてきました。我々は改革をしてこなかったわけではありませんが、国民各位が我々の改革が十分な速度でないと感じたのではないかと思われ、そのため、我々はこの面でのより大きな努力が必要であり、一部の人の不満の中には、小学校の教科書の中に、現在まで台湾の主権帰属問題について、その記述が依然としてあいまいであると述べられておりますが、この点について、私は次世代に中華民国の主権は国民全体に属していると明確に告げるべきであると考

えております。台湾は中華民国であり、これはきわめて明確であり、我々

は歴史、憲法の面から、これを明確に語るべきであり、いわゆる台湾の地位が未定であるとするいかなる論によっても、国民を混乱させることがあってはならないのであり、我々のいかなる人も断じて、政治的問題のために歴史を歪曲することはできないのであります。

●司法の質と効率向上へ

そのほかの一部の声としては、司法と人権についてであります。司法については一貫して国民が関心を寄せている問題であり、我々の就任後、多くの人々が、捜査・審議のスピード、審判についての独立性、裁判の質を含め、我々に対してより大きな期待がありました。率直に申すならば、この十年間、これらの面において、検察システムおよび裁判所を問わず、いずれも大きな進歩があり、国民の信頼感も高くなりました。しかし、それでもまだ、捜査・調査や審判期間の引き延ばしや、検察官と弁護士の間には対等でない状況が現在でも存在していることや、さらには捜査・尋問・審判の質が依然として向上の余地あるといったことを含め、一部において国民の非難を受

けています。当然、私自身も法律を学んだ者であり、ある一部の批判は国民が司法プロセスの性質を全く理解していないことによるものと常々感じております。しかし、また一部の国民による批判は事実合致したものであり、これらは当事者の権利に影響してくるものであることから、我々は、裁判所、検察署の人力および経費について十分に間に合っているか、それらの関係者が仕事の上の負担がかり過ぎないような状況の下で、より大きな質と効率を改善するものであり、一部の基本的な問題はすぐに改革できるものであると考えております。たとえば、捜査・尋問調査作成の正確性の問題はすみやかに解決すべきものであり、実際上でも現代の科学技術は解決プランを提供しており、同様にこの面においてもよりすみやかに歩みを進めていくものであります。

●汚職追放の決意

また、汚職問題について、最近幾つかの汚職事件が発生し、私も関連機関に全力で汚職取締りおよび防止を要求しました。実際の上でも、清廉で能力ある政府の構築は、私の長

年にわたる努力目標であり、我々は断じて司法の捜査・審議の過程に関与するものではなく、庇護することも陥れることもするものではなく、さらに我々の汚職取締りは単に事後の問題であり、より重要であるのは汚職防止であり、汚職を願わず、必要もなく、行えず、行おうとしない環境を創出することであり、それによりこの国が自然に清廉な道を歩んでいくものであるという認識を、私にはここにおいて再度強調するものであります。とりわけ政府の指導者、各レベルの指導者には身を正し、品行方正で清廉でなければなりません。二千五百年前に孔子は、「子、帥（ひき）あるに正を以てすれば、孰（たれ）か敢て正しからざらん（身をもって先んじて正義を行えば、どこに不正を敢えてする者があるか）」と述べており、上に立つものが品行方正で清廉であれば、下の者は必ずや上の者を見習うのであり、徳行が行き渡るものであります。

●経済改革を加速

最後に私が申し上げたいのは、国民の期待に対し、我々がどのような具体的な改革の方向性があるのか

ということであり、まず第一に、我々の経済改革を加速させることにより、金融危機および経済衰退後の再編成された将来に対応するよういたします。三カ月前の二月二十一日、私は行政院に、バイオテクノロジー、観光・旅行、医療・介護、精緻な農業と文化の創意、グリーンエネルギーといった六大産業に対する転換の方向性を指示し、行政院の関係省庁はいずれも明確に計画し、多くの案件が院会（閣議）を通過し、これらについては劉行政院長がその記者会見において詳細に説明するものであります。第二に、一部の人が、台湾が金融危機により受けた被害は、相対的に言うところ欧米各国ほど大きなものではないと述べていますが、これは国際化の程度が十分でないことによる結果であり、実際の上でも、国際化を引き続き推し進めていかなければならず、とりわけ、人材面においてであり、世界的な視野を持つ人材面での育成、さらには招聘によっても台湾はより大きく手配していくべきであります。第三に経済成長の動力であり、量を増加させる一方で、質も向上させていくもの

であり、価値の向上が今後の重点であることから、我々は産業刷新条例を提示し、産業の刷新を奨励しております。そのため、我々は総統選挙時に提示した目標である、台湾を世界的イノベーションセンター、アジア太平洋地域の経済貿易の中核、海外で創業する台湾企業の営業運営の総本部にするというこの三項目の目標は、いずれも変わるものではありません。第四に教育改革であり、我々は、教育制度の改革結果が、台湾の対外的な競争力を支えることができるよう願っております。そのため、我々は視野をより広くするようにし、同様に教育も一種の産業であり、その国際化も一時も緩めてはならないのです。また、教育資源の分配も現在よりもより一層公平にしていくものであり、社会的弱者に対してもより徹底するようにします。我々は、教育システムが真に社会の中で良好な風紀、質の向上を図る役割を担えるようにしていきます。第五に、我々は、捜査および審判の質の向上、検察官と弁護士との地位の平等を含めた司法の改革を加速させ、その後、より多くの資源を提供し、

検察と審判システムが、実行に余力のある状況の下で、司法の実務を十分にこなせるようにしていきます。第六に、政府組織の改革と地方自治体の合併についてですが、組織改造の目的は行政効率と総合的効果をアツプさせ、台湾の競争力向上を図るものであり、同様に、地方自治体の合併も一体的な適用、一視同仁の原則を堅持できるようにし、地域計画の基本規範を参考に、台湾の地方自治体がまとまることにより、さらに大きな競争力が発揮できるよう図ってまいります。最後に、再来年は中華民国建国百周年であり、私は蕭副総統にこれに関連する準備実務を要請しており、近いうちに準備委員会が設立されることになり、今年の国慶節の前に関連する計画を国民に向け報告を終えるようにする予定であることをここに発表いたします。

この一年間における五院とりわけ行政と立法部門の努力に再度感謝の意を表すものであり、我々は一歩ずつ困難に直面し、その困難を脱し、明るい前途に向かって歩んでいくものであります。

【総統府 09年5月20日】

台湾映画・文化イベント

台湾写真展2009 in ちぎ

【期間】十月十七日(土)～十月二十五日(日) 午前十一時～午後十時

【会場】シヨツピングモール ベルモール

栃木県宇都宮市陽東六一二一一階レストランパーク前(観覧無料)

【同時開催イベント】

十月十七日(土) 午前十一時～

オーブニングセレモニー

十月十七日(土) 昼十二時半～、午後三時半～

琵琶・二胡演奏ミニステージ

十月十七日(土)、十八日(日)、二十四日(土)、二十五日(日) 午後一時～午後五時

台湾の名品プレゼントキャンペーン

第二十二回東京国際映画祭

三作品の台湾映画が上映

東京国際映画祭が十月十七日から

九日間、六本木ヒルズ(港区)をメイン会場に都内の各劇場等で開催される。

今回の同映画祭では、台湾映画も三作品が上映される予定となっております。

り、「アジアの風」部門で『ヤンヤン』

「台北24時」・「natural TFF」部門

で「国境のない鳥」がそれぞれ上映される。

●『ヤンヤン』(原題:陽陽)

監督:鄭有傑(チェン・ヨウチエ)

出演:サンドリーナ・ピナ、ブライアン・チャン、ホワン・チェンウェイ

【上映】十月十九日(月) 午後五時二十分～、二十四日(土)「TOH

Oシネマズ 六本木ヒルズ」

●『台北24時』(原題:台北異想)

監督:チェン・フェンフェンほか

出演:メーガン・ライ、リー・クアンイー、モー・ズイー

【上映】十月十九日(月) 昼十二時～、二十二日(木) 午後二時二十分～「シ

ネマート 六本木」

●『国境のない鳥』(原題:返家八

千里-黒面琵琶)

監督:ディーン・ジョンソン

【上映】十月十九日(月) 午後三時三十分～「シネマート 六本木」

二十二日(木) 午後七時五十分～

「TOHOシネマズ 六本木ヒルズ」

「東京国際映画祭」公式WEB

<http://www.tiff.jp.net>

「海角七号」が日本上映決定

台湾人と日本人との心のつながりを二つの世代を絡ませて描いた台湾映画「海角七号」が、二〇一〇年新春にシネスイッチ銀座でロードショー上映され、その後、国内各地で順次上映されることが決まった。

主演には台湾の人気歌手で映画初出演の范逸臣(ファン・イーチェン)さん、ヒロインに日本人女優の田中千絵さんが出演し、歌手の中孝介さんも本人役と物語のキーとなる日本人教師役の二役で登場している。

同映画は台湾映画史上最高の興行成績を記録。日本でも二〇〇八年の「アジア海洋映画祭イン幕張」映画祭でグランプリを獲得しており、台湾においても、「金馬奨(賞)」の最優秀台湾映画賞、作品賞、主題歌賞、助演男優賞など六部門を受賞した。

監督・脚本：魏德聖
「海角七号」公式WEB
<http://www.kaikaku7.jp>

日台文化芸能の出来事 PDF版
年表形式で資料を紹介しています。
<http://www.roc-taiwan.org/jp/>

第四回台湾美術現代の旗手五人展

今年で第四回目を迎える「台湾美術現代の旗手五人展」は、今回は、台湾の現代水墨に焦点を定め、李義弘、楊識宏、羅振賢、黄才松、林銓居の五人の作品を展覧する。

【会期】二〇〇九年十月三十日(金)～十一月四日(水) 午前10時～午後六時半(初日午後四時より、最終日午後三時まで)

【会場】O美術館

台北室内合唱団 東京公演

「二〇〇七年ヨーロッパ合唱グランプリ」に出場した世界的実力を誇る台北室内合唱団の来日公演。

【日時】二〇〇九年十一月三日(祝)開演午後二時～「情熱的なラテン・ラプソディー」および「台湾音楽」、午後六時～「日本在住金曲賞音楽家陳維斌との出逢い」

【会場】日本橋公会堂(4F大ホール)
電話：〇三(三六六六)四二五五

本誌記事の転載について

本誌の記事を他の刊行物に転載される場合は、本誌から転載の旨を明記の上、掲載紙(誌)を三部必ず当社にてご送付願います。ただし、他紙(誌)からの転載記事の再転載は固くお断り致します。(台湾週報社)

■台北駐日経済文化代表処

〒108-0071 東京都港区白金台五丁目21-1
電話：〇三(三二八〇)七八一一
交通 ①地下鉄南北線・三田線「白金台駅」一番出口から徒歩五分
②JR山手線「目黒駅」下車徒歩十分
<http://www.roc-taiwan.org/jp/>

■台北駐日経済文化代表処横浜分処

〒231-0021 横浜市中区日本大通り六十番地 朝日生命横浜ビル二階
電話：〇四五(六四一)七七三六～八
交通 ①みなとみらい線「日本大通り駅」下車徒歩二分
②JR・横浜市営地下鉄「関内駅」下車徒歩五分
<http://www.roc-taiwan.org/jp/YOK>

■台北駐大阪経済文化弁事処

〒550-0001 大阪西区土佐堀一丁目4-18 日栄ビル四階
電話：〇六(六四四三)八四八一～七
交通 地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」下車徒歩四分
<http://www.roc-taiwan.org/jp/OSA>

■台北駐大阪経済文化弁事処福岡分処

〒810-0024 福岡市中央区桜坂三丁目21-42
電話：〇九二(七三四)二八一〇～二
交通 地下鉄七隈線「桜坂」下車徒歩十分
<http://www.roc-taiwan.org/jp/FUK>

■台北駐日経済文化代表処那覇分処

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目15-19 アルテビル那覇六階
電話：〇九八(八六二)七〇〇八
交通 沖縄都市モノレール「県庁前駅」下車徒歩五分
<http://www.roc-taiwan.org/jp/NA>

■台北駐日経済文化代表処札幌分処

〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西四丁目一番地 伊藤ビル五階
電話：〇一一(二二二)二九三〇
交通 JR「札幌駅」南口、地下鉄「さっぽろ駅」三番出口より徒歩一分